

## 令和元年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

	(ページ)
<b>I 予算業務</b>	
1 繰越明許承認を得た補助金に係る予算の繰越手続について（循環型社会推進課）	1
2 完了報告書の提出期限等の変更について（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）	2
<b>II 収入業務</b>	
3 歳出戻入金未納分の調定について（人権教育課）	3
4 納付金収入の調定について（東京本部）	3
5 行政財産使用料収入の調定について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）	4
6 雑入の収納について（河川課）	4
<b>III 支出業務</b>	
7 契約締結の事務手続について（観光交流局観光戦略課）	5
8 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）	6
9 支出負担行為の事務手続について（青谷高等学校）	7
10 支出負担行為の事務手続について（ささえあい福祉局障がい福祉課）	7
11 支出負担行為の事務手続について（くらしの安心局水環境保全課）	8
12 支出負担行為の事務手続について（農業戦略監生産振興課）	8
13 支出負担行為の事務手続について（農業戦略監畜産課）	9
14 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局林政企画課）	9
15 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局森林づくり推進課）	10
16 支出負担行為の事務手続について（水産振興局水産課）	10
17 支出負担行為の事務手続について（東部農林事務所）	11
18 支出負担行為の事務手続について（畜産試験場）	11
19 支出負担行為の事務手続について（林業試験場）	12
20 支出負担行為の事務手続について（中部総合事務所農林局）	12
21 支出負担行為の事務手続について（教育環境課）	12
22 支出負担行為の事務手続について（特別支援教育課）	13
23 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）	14
24 支出負担行為の事務手続について（西部教育局）	14
25 支出負担行為の事務手続について（米子西高等学校）	14
26 支出負担行為の事務手続について（境高等学校）	15
<b>IV 契約業務</b>	
27 予定価格の決定について（観光交流局観光戦略課）	5
28 予定価格の決定について（消防防災課）	16
29 予定価格の決定について（鳥取養護学校）	16
30 予定価格調書の作成について（病院局総務課）	17
31 随意契約の手続について（道路建設課）	17
32 契約の締結時期について（高等学校課）	6
33 契約書の作成について（教育環境課）	18

## V 補助金業務

- 34 補助金の実績報告書について（観光交流局観光戦略課）・・・・・・・・・・ 19
- 35 補助金の実績報告書について（技術企画課）・・・・・・・・・・ 19
- 36 補助金の実績報告書について（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）・・・・・・・・・・ 19
- 37 変更協定の締結について（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・・・ 20

## VI 財産管理業務

- 38 行政財産の目的外使用許可について（栽培漁業センター）・・・・・・・・・・ 21
- 39 物品の貸付手続について（栽培漁業センター）・・・・・・・・・・ 21
- 40 物品の事故報告について（鳥取湖陵高等学校）・・・・・・・・・・ 22

## VII その他業務

- 41 概算払した経費の精算について（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 1
- 42 延滞税の支出について（水産振興局水産課）・・・・・・・・・・ 23

## I 予算業務

- 1 繰越明許承認を得た補助金に係る予算の繰越手続について（循環型社会推進課）以下の（1）  
41 概算払した経費の精算について（ " ）以下の（2）

内 容	
<p>公益財団法人鳥取県環境管理事業センター整備事業費補助金について、次のような状況が見受けられた。</p>	
<p><b>（1）繰越明許費繰越申請書を総務部長に提出していなかった。</b></p>	
・概	要：補助事業者（公財）Aが年度内に事業を完了することができないため2月議会で繰越明許費の承認を受けたが、令和元年度に全額概算払いを行っていることから令和2年度に予算は不要と考え、繰越明許費繰越申請書を総務部長へ提出しなかった。この繰越予算は繰越計算書に計上されず、6月議会へ報告がなされなかったため繰越予算が確定しなかった。
・繰越明許費承認議決日	R2. 3. 8
・繰越承認申請期限	R2. 3. 20
・予算額	30,000,000円
・支出負担行為額	30,000,000円
・概算払額	30,000,000円
・補助事業者の令和元年度支出額	0円
・繰越申請すべき額	30,000,000円
・発生の原因	担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	予算執行の事務が著しく不適正
<p><b>（2）繰越手続の不備により返納が生じた概算払補助金の精算の事務手続が遅延していた。</b></p>	
・概	要：繰越手続を行わなかったため、令和元年度事業として精算すべきものを精算しなかった。
・返納すべき額	30,000,000円
・進捗状況報告書受理日	R2. 4. 14
・精算日	R2. 8. 6（返納通知書発行日）
・返納日	R2. 8. 11
・遅延日数	2か月11日 ※出納閉鎖日から返納日までを計算
・発生の原因	担当者及び上司の規則等の認識不足
・指摘の考え方	他の区分に該当しない著しい不適正（年度をまたぐ精算）

## 2 完了報告書の提出期限等の変更について（農業振興戦略監とっとり農業戦略課）

### 内 容

スマート農業技術の実証及び検証業務に係る委託契約について、繰越手続が行われていないにもかかわらず、業務完了報告書の受理が翌年度となっていた。

- ・概 要： 契約書で業務完了報告書の提出期限を令和2年3月31日までとし、完了検査も同日までに行うよう定めていた。  
しかし、業務完了報告書に添付する成果物等の作成が3月31日までにできないことが判明したため、受託者と協議して業務完了報告書の提出期限及び完了検査日を変更した。
- ・受 託 者： (株) B
- ・委 託 料： 1,621,690円（確定額）
- ・委 託 期 間： H31. 4.23～R2. 3.31
- ・協 議 日： R 2. 3.23

協議内容	変更後
業務完了報告書の提出期限	委託期間終了後40日以内
完了検査日	業務完了報告書を受理した日から10日以内

- ・業務完了報告書： R2. 4.23（添付書類 スマート農業技術実証報告会資料、  
受 理 日 令和元年度農業試験成績書、収支決算書）
- ・完了検査日： R2. 4.23
- ・発 生 の 原 因： 担当者及び上司の進行管理不足
- ・指 摘 の 考 え 方： 予算執行の事務が著しく不適正

## II 収入業務

### 3 歳出戻入金未納分の調定について（人権教育課）

#### 内 容

育英奨学資金貸付金に係る歳出戻入金の未納分（雑入）について、調定を行っていないもの、遅延しているものがあった。

- ・概 要：育英奨学資金貸付金の退学等に伴う戻入のうち出納整理期間中に納入のないものについて、収入調定を行っていないもの、遅延しているものがあった。

令和元年度末で未調定のもの（令和2年度に調定）

戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数
H29. 8～9	2	70,000	H29. 12. 20	H30. 6. 1	R2. 6. 29	24か月28日
H29. 12	1	18,000	H29. 12. 25	H30. 6. 1	R2. 6. 29	24か月28日
H30. 1～3	2	54,000	H30. 2. 27	H30. 6. 1	R2. 6. 29	24か月28日
H30. 11	1	54,000	H30. 12. 7	R 1. 6. 1	R2. 6. 29	12か月28日
合 計	6	<b>196,000</b>				

令和元年度に調定したもの

戻入対象月	件数	調定金額(円)	戻入命令日	調定すべき日	調定日	遅延日数
H29. 9～10	2	36,000	H29. 11. 15	H30. 6. 1	R1. 12. 20	<b>18か月19日</b>
H29. 12～30. 3	3	120,000	H30. 5. 18	H30. 6. 1	R1. 5. 22	<b>11か月20日</b>
H30. 8	1	18,000	H30. 10. 11	R 1. 6. 1	R2. 1. 23	<b>7か月22日</b>
H30. 9	1	30,000	H30. 10. 29	R 1. 6. 1	R2. 1. 23	<b>7か月22日</b>
H31. 3	1	30,000	H31. 3. 20	R 1. 6. 1	R2. 3. 29	<b>9か月28日</b>
合 計	8	<b>234,000</b>				

- ・発生の原因：担当者及び上司等の確認不足
- ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額5万円以上の調定漏れ及び合計額10万円以上で6か月以上の遅延）

### 4 納付金収入の調定について（東京本部）

#### 内 容

雑入（鳥取県・岡山県共同アンテナショップ納付金）について、調定が遅延しているものがあった。

- ・概 要：鳥取県・岡山県共同アンテナショップ物販店舗運營業務委託契約書に定める毎月の報告の受理が遅延したため、調定が遅延した。  
令和元年度から受託した事業者が、報告のためのデータのとりまとめや報告書作成に時間を要したこと及び報告書内容の確認や納付金算定対象売上高の確定に時間を要したことから、事業者からの正式な報告書や運営協議会事務局からの納付金一覧表（鳥取・岡山別の納付金額の端数調整は事務局が行う）が催促をしてもなかなか提出されなかった。

区分	報告期限	報告書受理日	調定金額(円)	調定すべき日	調定日	遅延日数
4月分	R1. 5. 10	R2. 2. 10	<b>148,596</b>	R1. 6. 10	R2. 2. 12	<b>8か月2日</b>
5月分	R1. 6. 10	〃	<b>531,284</b>	R1. 7. 11	〃	<b>7か月1日</b>
6月分	R1. 7. 10	〃	<b>514,571</b>	R1. 8. 13	〃	<b>5か月30日</b>
7月分	R1. 8. 10	〃	<b>538,546</b>	R1. 9. 10	〃	<b>5か月2日</b>
8月分	R1. 9. 10	〃	<b>516,163</b>	R1. 10. 11	〃	<b>4か月1日</b>
9月分	R1. 10. 10	〃	<b>580,561</b>	R1. 11. 11	〃	<b>3か月1日</b>

調定すべき日は、納入期限（報告期限の翌月末）から20日前の日とした。

- ・発生の原因：事業者の書類の提出遅延並びに担当者及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計額50万円以上で3か月以上の遅延及び合計額10万円以上で6か月以上の遅延）

5 行政財産使用料収入の調定について（文化財局とっとり弥生の王国推進課）

内 容							
<p>行政財産使用料（電柱敷地）について、平成30年度にすべき調定を令和元年度に行っているものがあった。</p>							
<p>・概 要：教育委員会事務局文化財課が調定すべきものであったが、平成31年4月1日の組織改正に伴い、地域づくり推進部文化財局文化財課が行った。                      なお、同事務は令和元年7月5日の組織改正により、同部同局のとっとり弥生の王国推進課に移管されている。</p>							
場 所	内 容	相手方	使用許可 期間	調定金額 (円)	調定 すべき日	調定日	遅延日数
鳥取市 青谷町 青 谷	電柱1本	C (株)	H29. 4. 1	1,500	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
	共架1本	D (株)	～	1,500	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
	電柱等2本	D (株)	R3. 3. 31	3,000	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
	電柱等2本	D (株)		3,740	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
	電柱2本	D (株)		3,000	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
	電柱等9本	C (株)		13,500	H30. 4. 1	R1. 5. 10	<b>13か月9日</b>
合 計				26,240			
<p>・発 生 の 原 因：担当者の失念及び上司の進行管理不足                      ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（年度を越える遅延）</p>							

6 雑入の収納について（河川課）

内 容	
<p>雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。</p>	
<p>・調 定 額：936,185,254円                      ・収入済額： 3,000円                      ・未収金額：936,182,254円</p>	
<p style="padding-left: 40px;">                         ・智頭町内の土砂崩落(H14.1)に係るもの・・・・・・・・ 889,265,046円                          ・鳥取市内の河川へのPCB流出に係るもの・・・・・・・・ 46,917,208円                     </p>	

### Ⅲ 支出業務

7 契約締結の事務手続について（観光交流局観光戦略課）以下の（1）

27 予定価格の決定について（ " ）以下の（2）

内 容	
<p>サイクリングルートマップ（西部地区）作成業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。</p>	
<p>（1）遑って契約していた。</p>	
・概	要：同マップについて、令和2年3月22日の弓ヶ浜サイクリングロードの開通に合わせて改訂版の作成が必要であることが前年末にわかったが、事業者の改訂作業に要する日数を確保するための調整が難航し、調整ができた時には、契約事務に係る日数がなかったため、契約事務を後回しにしているうちに、契約伺（支出負担行為の起案）を失念した。
・契約方法	：随意契約（1者）
・契約の相手方	：（有）E
・契約金額	：1,749,800円
・委託期間	：R2. 1.14～R2. 3.23
・契約日	：R2. 1.14
・契約伺起案日	：R2. 3.19
・契約伺決裁日	：R2. 3.19
・遑り日数	：2か月5日
・発生の原因	：担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：支出負担行為が適期に行われていない
<p>（2）予定価格を決定していなかった。</p>	
・概	要：発注伺を作成しておらず、契約伺時に契約の相手方からの参考見積書の見積金額と同額を予定価格として伺っていた。 なお、当該参考見積書は、予算残額内で委託できるかどうか、参考に見積依頼し取得したものである。
・参考見積書受理日	：R2. 1.10
・参考見積額	：1,746,800円
・予定価格	：1,746,800円
・発生の原因	：担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

8 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）以下の（1）

32 契約の締結時期について（ " ）以下の（2）

内 容

鳥取県立高校の魅力磨き上げ推進業務委託契約について、次のような状況が見受けられた。

（1）支出負担行為の事務手続が遅延していた。

- ・概 要：仕様書の作成に時間を要し、支出負担行為書の起案が遅延した。  
実際の委託業務は支出負担行為の起案時の前から行われており、契約書において、契約締結日以前の業務も仕様書に合致した業務は当該契約に基づき行われたものとみなすこととしている。
- ・契 約 形 態：随意契約（1者）
- ・相 手 方：（一財）F
- ・契 約 額：8,498,000円
- ・事 業 開 始 日：H31. 4. 26（業務完了報告書から  
4月の平日（勤務を要する日）の最終日とした。）
- ・支出負担行為起案日：R 1. 12. 9
- ・支出負担行為決裁日：R 1. 12. 10
- ・遅 延 日 数：7か月14日
- ・発 生 の 原 因：担当者及び上司の進行管理不足
- ・指 摘 の 考 え 方：支出負担行為が適期に行われていない

（2）契約保証金の受領前に契約を締結していた。

- ・概 要：契約の相手方は他県とも同種業務の契約実績があると聞いていたため、契約保証金の免除理由を何うことなく見積依頼文に免除する旨を記載していた。契約同時に再度確認したところ、聞いていた契約は完了前であり、それ以外に同種同程度の自治体等との契約実績も無かったため、契約保証金の納付を求めることとなった。  
そのため、契約保証金の受領を確認した後に契約を締結すべきところ、受領前の契約伺の決裁日を契約の締結日としていた。
- ・契 約 保 証 金 額：849,800円
- ・契 約 伺 決 裁 日：R1. 12. 10
- ・契 約 締 結 日：R1. 12. 10
- ・契 約 保 証 金 受 領 日：R1. 12. 26
- ・発 生 の 原 因：担当者の規則等の認識不足及び上司の確認不足
- ・指 摘 の 考 え 方：契約事務が著しく不適正



9 支出負担行為の事務手続について（青谷高等学校）

内 容	
<p><b>校内駐車場路盤補修工事について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>	
・概	要：支出負担行為により行わなければならない支出を、支出負担行為兼支出仕訳書で支出できると誤認し口頭発注した。請求を受け誤りに気づき、支出負担行為を行った。
・発注何の日（口頭）	R1. 9.20頃
・見積書受理日	R1. 9.30、R1.10. 1（2者見積）
・予定価格	374,000円
・契約額	330,000円
・工期	<b>R1.11. 5～ 7</b>
・検査日	R1.11. 8
・請求書受理日	R1.12. 6
・支出負担行為起案日	R1.12.13
・支出負担行為決裁日	<b>R1.12.16</b>
・発生の原因	担当者及び上司の規則等の確認不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

10 支出負担行為の事務手続について（ささえあい福祉局障がい福祉課）

内 容							
<p><b>鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会第1回推進会議外4件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
鳥取県障がい者 芸術・文化活動 推進委員会推進 会議	第1回 (16名)	報酬 費用弁償	R1. 5.15	R1. 5.21	R1. 5.21	<b>6日</b>	
	(1名)	報酬 費用弁償		R1. 5.16	R1. 5.16	<b>1日</b>	
	第2回 (19名)	報酬	174,800	R1.11.19	R1.11.27	R1.11.28	<b>9日</b>
		費用弁償	45,570				
		報酬	9,200		R1.11.21	R1.11.21	<b>2日</b>
		費用弁償	2,230				
第1回鳥取県手話施策推進協議会 (6名)	報酬 費用弁償	61,200 10,100	R1. 6. 3	R1. 6.13	R1. 6.13	<b>10日</b>	
第1回鳥取県障害者施策推進協議会 (17名)	報酬 費用弁償 特別旅費	163,200 42,310 75	R1. 7.23	R1. 7.24	R1. 7.24	<b>1日</b>	
第1回鳥取県自立支援協議会就労支援専門部会 (11名)	報酬 費用弁償 特別旅費	24,000 8,000 21,000	R1.10. 3	R1.10.29	R1.10.29	<b>26日</b>	
<p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>							

11 支出負担行為の事務手続について（くらしの安心局水環境保全課）

内 容						
<p><b>第1回湖山池環境モニタリング委員会外8件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>						
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
第1回湖山池環境モニタリング委員会 (8名)	報酬 費用弁償	56,000 14,860	R1. 7. 10	R1. 7. 19	R1. 7. 22	12日
鳥取県環境審議会温泉・地下水部会 (4名)	報酬 費用弁償	40,800 25,425	R1. 9. 30	R1. 10. 1	R1. 10. 2	2日
鳥取県環境審議会第1回大気・水質部会 (4名)	報酬 費用弁償	40,800 20,540	R1. 10. 1	R1. 10. 15	R1. 10. 17	16日
鳥取県環境審議会第2回大気・水質部会 (5名)	報酬 費用弁償	51,000 21,200	R1. 12. 20	R2. 1. 16	R2. 1. 21	1か月 1日
第1回湖山池の汽水化に伴う周辺環境等の変化に関する評価の検討会 (8名)	報酬 費用弁償	49,000 41,565	R1. 12. 16	R1. 12. 19	R1. 12. 26	10日
上下水道広域化・共同化検討トップセミナー (2名)	報償費 特別旅費	150,000 126,540	R1. 5. 22	R1. 5. 22	R1. 5. 23	1日
第1回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費 特別旅費	36,400 17,700	R1. 8. 30	R1. 9. 2	R1. 9. 5	6日
第2回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (6名)	報償費 特別旅費	45,500 78,280	R1. 12. 9	R1. 12. 23	R1. 12. 26	17日
第3回鳥取県地下水研究プロジェクト会議 (4名)	報償費 特別旅費	36,400 10,470	R2. 3. 16	R2. 3. 17	R2. 3. 19	3日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>						

12 支出負担行為の事務手続について（農業戦略監生産振興課）

内 容
<p><b>第3回特別栽培農産物審査分科会及び有機農産物判定分科会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支出対象者：4名</li> <li>・科目及び金額：報酬 36,800円、費用弁償 8,640円</li> <li>・開催日：R1. 12. 26</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 12. 26</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 12. 27</li> <li>・遅延日数：1日</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>

13 支出負担行為の事務手続について（農業戦略監畜産課）

内 容						
鳥取県有和牛種雄牛精液の適正流通に関する検討会（第3回）外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。						
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延日数
鳥取県有和牛種雄牛精液 の適正流通に関する検討 会（第3回）（5名）	報償費	46,000	R1. 8. 19	R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日
	特別旅費	53,085		R1. 9. 4	R1. 9. 5	17日
鳥取県有和牛種雄牛精液 の適正流通に関する検討 会（12/9）（5名）	報償費	46,000	R1. 12. 9	R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日
	特別旅費	56,565		R1. 12. 13	R1. 12. 18	9日
第18回鳥取県和牛再生ス テップアップ協議会 （7名）	報償費	21,000	R2. 2. 5	R2. 3. 10	R2. 3. 16	1か月11日
	特別旅費	4,400		R2. 3. 23	R2. 3. 27	1か月22日
鳥取県和牛改良委員会 （8名）	報償費	42,400	R2. 2. 18	R2. 3. 10	R2. 3. 23	1か月5日
	特別旅費	46,075		R2. 3. 9	R2. 3. 16	27日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>						

14 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局林政企画課）

内 容						
鳥取県森林審議会外2件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。						
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)	遅延 日数
鳥取県森林審議会 （13名）	報酬	132,600	R1. 8. 28	R1. 9. 4	R1. 9. 6	9日
	費用弁償	17,100				
架線集材研修 （1名）	報償費	30,000	R1. 7. 11 ～12	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	13日
林業技術研修会 （1団体）	報償費	50,000	R1. 7. 17 ～18	R1. 7. 24	R1. 7. 24 (R1. 7. 8)	7日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>						

15 支出負担行為の事務手続について（森林・林業振興局森林づくり推進課）

内 容							
<p><b>第1回鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会外5件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
鳥取県森林環境 保全税関連事業 評価委員会	第1回 (10名)	報酬 費用弁償 92,000 20,660	R1. 6. 24	R1. 6. 28	R1. 6. 28	<b>4日</b>	
	第2回 (10名)	報酬 費用弁償 92,000 20,700	R1. 10. 2	R1. 10. 3	R1. 10. 10	<b>8日</b>	
	第3回 (10名)	報酬 費用弁償 92,000 20,700	R2. 1. 9	R2. 1. 14	R2. 1. 14	<b>5日</b>	
	第4回 (7名)	報酬 費用弁償 64,400 18,160	R2. 3. 18	R2. 3. 19	R2. 3. 25	<b>7日</b>	
鳥取県緑化関連表彰等審査 会原画専門部会 (3名)	報酬 費用弁償	13,800 3,360	R1. 10. 21	R1. 10. 25	R1. 10. 30	<b>9日</b>	
鳥取県緑化関連表彰等審査 会 (6名)	報酬 費用弁償	55,200 2,975	R2. 3. 12	R2. 3. 10	R2. 3. 16	<b>4日</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

16 支出負担行為の事務手続について（水産振興局水産課）

内 容	
<p><b>中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：7名</li> <li>・科目及び金額：報償費 64,400円、特別旅費 4,450円</li> <li>・開催日：R1. 10. 18</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 11. 19（報償費）、R1. 11. 14（特別旅費）</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 11. 20</li> <li>・遅延日数：<b>1か月2日</b></li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	

17 支出負担行為の事務手続について（東部農林事務所）

内 容							
鳥取県東部地区農業関係プラン審査会（第1回）外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
鳥取県東部地区 農業関係プラン 審査会	第1回 (4名)	報酬 36,800 費用弁償 3,500	R1. 6. 27	R1. 7. 8 R1. 7. 8	R1. 7. 9 R1. 7. 9	12日 12日	
	現地視察 (4名)	報酬 36,800 費用弁償 3,640	R1. 10. 25	R1. 10. 28 R1. 10. 30	R1. 10. 29 R1. 10. 31	4日 6日	
	第2回 (4名)	報酬 36,800 費用弁償 3,520	R1. 11. 27	R1. 11. 29 R1. 11. 29	R1. 12. 2 R1. 12. 2	5日 5日	
	第3回 (4名)	報酬 36,800	R2. 1. 30	R2. 2. 3	R2. 2. 4	5日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

18 支出負担行為の事務手続について（畜産試験場）

内 容							
第1回鳥取県和牛産肉能力検定委員会外3件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
鳥取県和牛産肉 能力検定委員会	第1回 (11名)	報酬 55,000 費用弁償 24,250	R1. 6. 11	R1. 7. 5 R1. 7. 5	R1. 7. 8 R1. 7. 8	27日 27日	
	第2回 (10名)	報酬 50,000 費用弁償 24,450	R1. 8. 7	R1. 8. 23	R1. 8. 26	19日	
	第3回 (10名)	報酬 50,000 費用弁償 17,200	R1. 11. 26	R1. 11. 29	R1. 11. 29	3日	
	第4回 (7名)	報酬 35,000 費用弁償 15,250	R2. 2. 10	R2. 3. 4	R2. 3. 4	23日	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

#### 19 支出負担行為の事務手続について（林業試験場）

内 容
<p><b>CLTの「反り」発生に関する共同調査の検討会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給対象者：2名</li><li>・科目及び金額：報償費 71,500円、特別旅費 99,520円</li><li>・開催日：R1. 8.31～9. 1</li><li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 3</li><li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 5</li><li>・遅延日数：5日</li></ul> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>

#### 20 支出負担行為の事務手続について（中部総合事務所農林局）

内 容
<p><b>中部農林局人権研修に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給対象者：1名</li><li>・科目及び金額：報償費 18,000円、特別旅費 100円</li><li>・開催日：R1. 8.30</li><li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 2</li><li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 3</li><li>・遅延日数：4日</li></ul> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>

#### 21 支出負担行為の事務手続について（教育環境課）

内 容
<p><b>第1回鳥取県ICT活用教育推進チーム会議に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給対象者：2名</li><li>・科目及び金額：報償費 40,000円、特別旅費 93,040円</li><li>・開催日：R1. 8. 6</li><li>・支出負担行為起案日：R1. 9. 6</li><li>・支出負担行為決裁日：R1. 9. 9</li><li>・遅延日数：1か月3日</li></ul> <p>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</p>

22 支出負担行為の事務手続について（特別支援教育課）

内 容

鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回）外10件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。

会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第1回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,325	R1. 7. 1	R1. 7. 1	R1. 7. 5	4日
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会喫茶部門（第1回） (3名)	報酬 費用弁償	27,600 5,700	R1. 8.26	R1. 8.26	R1. 8.28	2日
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会審査部会清掃部門（第1回） (5名)	報酬 費用弁償	46,000 10,300	R1. 8.28	R1. 8.29	R1. 8.29	1日
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会（第2回） (2名)	報酬 費用弁償	18,400 2,300	R2. 2.27	R2. 2.28	R2. 3. 3	5日
鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会 (第2回) (8名)	報酬 費用弁償	73,600 20,100	R1.12.19	R1.12.20	R1.12.23	4日
鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会 (第3回) (9名)	報酬 費用弁償	82,800 20,100	R2. 1.16	R2. 1.21	R2. 1.21	5日
鳥取県特別支援推進委員会公立学校医療的ケア体制整備検討分科会 (3名)	報酬 費用弁償	27,600 7,025	R1.12.20	R1.12.23	R1.12.24	4日
鳥取県教育職員免許法認定講習 (1名)	報償費 特別旅費	90,000 38,830	R1. 7.27 ~28	R1. 7.29	R1. 7.30	3日
鳥取県教育職員免許法認定講習 (1名)	報償費 特別旅費	90,000 76,352	R1. 7.29 ~30	R1. 7.29	R1. 7.30	1日
鳥取県教育職員免許法認定講習 (1名)	報償費 特別旅費	90,000 63,432	R1. 8.24 ~25	R1. 8.26	R1. 8.26	2日
医療的ケア教職員研修会 (1名)	報償費 特別旅費	24,000 200	R1. 8.21	R1. 8.26	R1. 8.28	7日

- ・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない

23 支出負担行為の事務手続について（高等学校課）

内 容							
<p>今後の高等教育の在り方を検討する会に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日	遅延 日数	
今後の高等教育 の在り方を検討 する会	第2回 (1名)	特別旅費 2,300	R1. 11. 18	R2. 5. 26	R2. 5. 27	6か月 9日	
	第3回 (2名)	報償費 4,450 特別旅費	R2. 2. 18				3か月 9日
<p>※令和2年度予算で支払い。</p>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							

24 支出負担行為の事務手続について（西部教育局）

内 容	
<p>主体的・対話的で深い学びの実現による学力向上事業に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象者：1名</li> <li>・科目及び金額：報償費 30,000円、特別旅費 58,426円</li> <li>・実施日：R1. 9. 26</li> <li>・支出負担行為起案日：R1. 11. 19</li> <li>・支出負担行為決裁日：R1. 11. 19</li> <li>・遅延日数：1か月23日</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>	

25 支出負担行為の事務手続について（米子西高等学校）

内 容							
<p>第3学年人権教育講演会外1件に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</p>							
<p>概要：人権教育推進支援事業を実施する際は、事前に人権教育課に事業計画書を提出し、必要経費の令達を受け支出負担行為を行うべきところ、事業計画書の提出が事業実施日間近となり、令達が開催日後となったため遅延した。</p>							
会議等名称 (支給対象者)	科目	金額 (円)	開催日	令達日	支出負担行為 起案日	支出負担行為 決裁日 (支出負担行為の日)	遅延 日数
第3学年人権教育 講演会 (1名)	報償費	8,000	H31. 4. 25	R1. 5. 9	R1. 5. 9	R 1. 5. 11 (H31. 4. 25)	16日
	特別旅費	450					
第3学年人権教育 公開事業 (1名)	報償費	4,000	R 1. 5. 9	R1. 5. 21	R1. 5. 23	R 1. 5. 23	14日
	特別旅費	450					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生の原因：担当者及び上司の進行管理不足</li> <li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li> </ul>							



## 26 支出負担行為の事務手続について（境高等学校）

内 容
<p><b>第25回中国高等学校ハンドボール新人大会への同行指導に係る経費について、支出負担行為の事務手続が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・支給対象者：1名</li><li>・科目及び金額：報償費 19,875円、特別旅費 43,852円</li><li>・実施期間：R2. 2. 7～9</li><li>・支出負担行為起案日：R2. 4. 8</li><li>・支出負担行為決裁日：R2. 4. 8</li><li>・遅延日数：2か月1日</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・発生の原因：担当者及び上司の確認不足</li><li>・指摘の考え方：支出負担行為が適期に行われていない</li></ul>

#### IV 契約業務

##### 28 予定価格の決定について（消防防災課）

内 容					
<p>危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託契約外3件について、予定価格を決定していなかった。</p>					
<p>・概 要：いずれも支出予定額が100万円以上の単価契約であったが、<b>予定価格調書の作成が省略可能な場合に該当すると誤認していたため作成していなかった。</b></p>					
契約名	相手方	契約形態		支出予定額(円)	契約期間
危険物取扱者保安講習の実施に係る業務委託契約	団体G	随意契約 (1者)	単価契約 (1種)	3,050,089	H31. 4. 1 ～ R 2. 3. 31
消防設備士講習の実施に係る業務委託契約	(一社)H	随意契約 (1者)	単価契約 (1種)	2,343,867	H31. 4. 1 ～ R 2. 3. 31
危険物取扱者及び消防整備士免状に係る業務の委託に関する契約	(一財)I	随意契約 (1者)	単価契約 (複数)	2,306,729	H31. 4. 1 ～ R 2. 3. 31
第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状に係る業務の委託に関する契約	団体J	随意契約 (1者)	単価契約 (複数)	1,694,726	H31. 4. 1 ～ R 2. 3. 31
<p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足                  ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</p>					

##### 29 予定価格の決定について（鳥取養護学校）

内 容			
<p>医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣業務委託契約外1件について、予定価格を決定していなかった。</p>			
<p>・概 要：いずれも支出予定額が100万円以上の単価契約であったが、<b>予定価格調書の作成が省略可能な場合に該当すると誤認していたため作成していなかった。</b></p>			
契約名	相手方	契約単価(円)	支出予定額(円)
医療的ケアの必要な児童生徒に対する放課後子ども教室看護師派遣業務委託	(医) K	25,200	5,441,184
	(公社) L	25,000	3,300,000
	(医) M	25,000	1,199,500
県立鳥取養護学校通学バス運行管理委託業務（1号車） （2号車） （3号車）	(有) N	11,000	1,840,420
	O (株)	12,000	1,840,420
	(有) N	11,000	1,840,420
<p>・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足                  ・指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）</p>			

### 30 予定価格調書の作成について（病院局総務課）

内 容	
<p>鳥取県病院局文献検索サービス導入業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。</p>	
・概	要：相手方が1者のみの随意契約であり、見積依頼通知と併せて <b>予定価格の決裁を受けたことで予定価格を決定した</b> ものとして <b>予定価格調書を作成しなかった。</b>
・	<b>予 定 価 格：5,654,000円</b>
・起 案 日	：R1.12.16
・決 裁 日	：R1.12.17
・提 出 期 限	：R1.12.26
・見 積 日	：R1.12.19
・	発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足
・	指摘の考え方：予定価格の未決定（予定価格100万円以上）

### 31 随意契約の手続について（道路建設課）

内 容	
<p>一般国道313号（倉吉関金道路）道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査（石塚廃寺東遺跡、大鴨遺跡）に係る委託契約について、<b>見積合わせの日時に見積書を開封すべきところを、受理日に開封していた。</b></p>	
・概	要：相手方を1者とする随意契約を行うこととし、（公財）Pに通知した見積依頼文では、提出期限及び見積合わせの日時並びに場所を通知していた。 その後、 <b>見積合わせ日時前であるにも関わらず、事業者から提出された封緘されていない封書から見積書を取り出し、受付印を押印していた。</b>
・	提出期限日：R2.3.23（月）
・	見積合わせ日時：R2.3.24（火）午前9時
・	予 定 価 格：359,641,000円
・	発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足
・	指摘の考え方：入札等に係る事務が著しく不適正

### 33 契約書の作成について（教育環境課）

内 容					
<p><b>機械警備委託契約について、契約前書面（重要事項説明書）と異なる内容で契約していた。</b></p>					
・概	<p>要：①警備業法に定める<b>契約前書面（重要事項説明書）と契約内容に齟齬が生じていることが契約後に判明し、変更契約を締結した。</b>                  ②③<b>契約締結後に契約前書面（重要事項説明書）が提出され、契約内容に齟齬が生じていることが判明し、変更契約を締結した。</b></p>				
	相手方	契約額（円）	契約日	変更契約日	業務期間
	① Q（株）	3,425,760 1,581,120 3,458,700	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）
	② R（株）	2,292,624 4,717,008	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）
	③ S（株）	1,317,600	H31. 3. 8	R1. 5. 17	H31～R5（5年）
		19,620	H31. 4. 1	R1. 5. 31	H31(R1)（単年）
・変更内容：	<p>一般損害に係る費用負担について                  （原契約書） 乙が、全額負担する。                  （変更契約書） 乙が、身体上の損害及び財務上の損害を合わせて1事故につき10億円（免責なし）を限度として負担する。</p>				
・発生の原因：	担当及び上司の確認不足、相手方の失念				
・指摘の考え方：	契約事務が著しく不適正				

## V 補助金業務

### 34 補助金の実績報告書について（観光交流局観光戦略課）

内 容
<p><b>外国人観光客倍増促進補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・概 要：補助事業者へ月1回、督促電話は行っていた。</li><li>・補助事業者：団体T</li><li>・補助金額：1,000,000円</li><li>・事業完了日：R1. 6.30（実績報告書に記載されている実施期間による。）</li><li>・提出期限：R1. 7.20</li><li>・受理日：R2. 3.11</li><li>・遅延日数：7か月20日</li></ul> <p>・発生の原因：補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</p>

### 35 補助金の実績報告書について（技術企画課）

内 容
<p><b>鳥取県地域共同施設災害復旧事業補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・概 要：補助事業者へ督促を行っていなかった。</li><li>・補助事業者：三朝町</li><li>・補助金額：300,000円</li><li>・事業完了日：H31. 4.22</li><li>・提出期限：R1. 5.12</li><li>・受理日：R2. 3.11</li><li>・遅延日数：9か月30日</li></ul> <p>・発生の原因：補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</p>

### 36 補助金の実績報告書について（西部総合事務所日野振興センター日野振興局）

内 容
<p><b>令和元年度がんばる農家プラン事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延していた。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・概 要：補助事業者の日南町では、間接補助事業者の業務完了検査を平成31年4月26日に実施したとのことであるが、令和2年2月時点で県から町に当補助金が支払われておらず、県に実績報告書を提出してないことが判明した。</li><li>・補助事業者：日南町</li><li>・間接補助事業者：農事組合法人U</li><li>・補助金額：2,586,666円</li><li>・事業完了日：H31. 4.26</li><li>・提出期限：R1. 5.26</li><li>・受理日：R2. 2.18</li><li>・遅延日数：8か月22日</li></ul> <p>・発生の原因：補助事業者の提出遅延、担当者及び上司の進行管理不足 ・指摘の考え方：実績報告書の受理が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）</p>

### 37 変更協定の締結について（鳥取県土整備事務所）

#### 内 容

#### スーパーボランティア支援事業交付金について、変更協定の締結が遅延していた。

- ・概 要：①交付金の交付申請が4月にあり、その内容と平成29年度に締結した協定の内容とが異なっていることに8月下旬に気付いたが、変更協定の締結は12月となった。  
②協定の変更申請書が交付申請書と併せて8月に提出されたが、変更協定の締結が12月となった。

事業者	変更申請書受理日	変更協定締結期限	変更協定締結日	遅延日数
① 団体V	H31. 4. 26	R1. 5. 2	R1. 12. 5	<b>7か月3日</b>
② 団体W	R 1. 8. 23	R1. 5. 14	R1. 12. 5	<b>6か月21日</b>

※変更協定締結期限は、団体の活動の最初の日。  
団体Wの遅延日数は、変更協定締結期限を起算日とした。

- ・変 更 内 容：交付金算出の基となる活動面積の増

(単位：㎡、円)

事業者	変更前 (a)		変更後 (b)		差 (b) - (a)	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
① 団体V	11,783	471,000	14,683	587,000	2,900	116,000
② 団体W	14,265	832,308	16,215	862,308	1,950	30,000

※金額 ①面積1㎡当たり40円/年(千円未満切捨)

②面積1㎡当たり40円/年(千円未満切捨) + 簡易施設設置経費

- ・発 生 の 原 因：担当者の確認不足及び上司の進行管理不足
- ・指摘の考え方：変更協定の締結が著しく遅延しているもの（6か月以上の遅延）

## VI 財産管理業務

### 38 行政財産の目的外使用許可について（栽培漁業センター）

内 容	
<b>行政財産（鳥取県栽培漁業センターの施設）について、目的外使用許可を行っていなかった。</b>	
・概	要：栽培漁業センター（以下「センター」という。）内に入居している（公財）Xに、センターの施設を共同使用させているが、行政財産の目的外使用許可及びそれに伴う使用料免除の手続きが行われていなかった。 なお、使用許可の事務を行うセンターの職員が、（公財）Xの事務担当者を兼務している。
・使用面積	建物6,224.70㎡、工作物2,471.86㎡（工作物は建物に含まれる面積）
・使用期間	H31.4.1～R2.3.31（当初使用許可 H6.4.1）
・使用料	全額免除（冷暖房費は除く。） （免除額：386,100円）
・発生の原因	担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	財産の管理が著しく不適正

### 39 物品の貸付手続について（栽培漁業センター）

内 容	
<b>物品（ドラフトチャンパー外60品）の貸付について、物品貸付伺書の作成等の一連の事務手続を行っていなかった。</b>	
・概	要：センター内に入居している（公財）Xに、センターの物品を使用させているが、物品の貸付手続き及びそれに伴う有償貸付とするか無償貸付とするかの判断が行われていなかった。 なお、物品貸付の事務を行うセンターの職員が、（公財）Xの事務担当者を兼務している。
・貸付物品	<b>ドラフトチャンパー（局所排気装置）外60品（取得価格計38,353,848円）</b>
・貸付期間	H31.4.1～R2.3.31
・貸付料	無償貸付（県の委託業務、県との共同研究など県の業務と密接に関わる業務に使用する物品であることから、貸付料は当然に徴収する必要はないと考え、決裁権者による無償貸付の判断はされていなかった。） （物品の貸付料についての基準がないため、算定不能）
・発生の原因	担当者の失念及び上司の進行管理不足
・指摘の考え方	物品の管理が著しく不適正

#### 40 物品の事故報告について（鳥取湖陵高等学校）

### 内 容

#### 物品の亡失事故について、知事へ報告していなかった。

- ・概 要：令和元年8月に物品照合を実施した際に物品出納簿の登録と物品と一致しないものがあることが判明したが、亡失の報告を行うことなく廃棄していた。また、以前から不突合であり、新たに亡失したものではないと判断した。なお、同校は、平成29年度に実施した平成28年度決算に係る監査においても832品の亡失物品について知事報告が遅延していたため、処置（指摘）を行っている。

#### ・亡失物品：75品（取得価格計32,455,958円）

※物品出納簿に登録があったが現物が確認できず廃棄扱いとして処理したもの

主なもの

品 名	取得日	耐用年数	取得価格（円）
育苗装置（床土入機）	H 8. 11. 5	5	10,094,000
育苗装置（土ふるい機）	H 9. 2. 7	5	2,956,000
形状測定機（産コントレーサ輪郭測定用）	S53. 11. 20	5	2,548,000
冷凍庫	H 6. 8. 31	5	852,000
プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215
プロジェクター	H13. 3. 30	5	753,215
オシロスコープ	S60. 3. 15	10	720,000
バリトンサキイソフオーン	S58. 7. 21	5	644,758
直流電位差計	H 8. 11. 5	8	622,500
直流電位差計	H 8. 11. 5	8	622,500
その他	—	—	11,889,770
合 計 75品			32,455,958

※耐用年数を経過していないものはない。

- ・発生の原因：担当者及び上司の規則等の認識不足
- ・指摘の考え方：物品の管理が著しく不適正



## Ⅶ その他業務

### 42 延滞税の支出について（水産振興局水産課）

#### 内 容

県営境港水産物地方卸売市場に係る消費税及び地方消費税について、過年度修正申告により延滞税を支出していた。

- ・概 要：平成29年度分確定申告後、申告額の積算に誤りが見つかったため更正請求を行ったところ、広島国税局における審査の過程で、一般会計からの繰入金に係る算定根拠（特定収入と非特定収入の区分）等の誤りを指摘され、過去5年分の修正申告（追加納付）額に対して延滞税が発生したものである。

区分	修正申告消費税額（円）	延滞税（円）
H25年度分	1,287,000	36,100
H26年度分	2,110,200	59,200
H27年度分	2,366,900	64,300
H28年度分	2,230,700	58,500
H29年度分	1,577,900	40,800
計	9,572,700	<b>258,900</b>

- ・発生の原因：担当者及び上司の認識誤り
- ・指摘の考え方：他の区分に該当しない著しい不適正（延滞税の支出）